

公立大学法人宮城大学学習奨励基金規程

平成21年4月1日

規程第86号

(基金の設置)

第1条 公立大学法人宮城大学（以下「本学」という。）の学生の学習達成度の高度化を図り、地域に貢献する人材を養成するために、宮城大学学習奨励基金（以下「奨励基金」という。）を設ける。

(基金の目的)

第2条 奨励基金は、本学の意欲的な学生の学習費を給付によって助成することにより、学生の学習を奨励することを目的とする。

(基金の構成)

第3条 奨励基金は、次の各号に掲げる対象からの寄附金（以下「元金」という。）及びその運用から得られる果実（以下「果実」という。）をもって構成する。

- 一 本学職員
- 二 本学卒業生
- 三 本学保護者
- 四 企業、医療機関、市町村等
- 五 一般県民

(運用対象事業)

第4条 奨励基金は、次の各号に掲げる事業の実施に要する経費に支出するものとする。

- 一 学業等に関する優秀者の奨励費を助成する事業
- 二 その他、理事長が特に必要と認める学生の学習奨励に関する事業

(経費)

第5条 前条に規定する事業の実施に要する経費は、奨励基金の果実および元金の一部をもって充てる。

(保管および経理)

第6条 奨励基金の保管及び経理は、公立大学法人宮城大会計規程(平成21年4月1日規程第76号)の定めるところによる。

(奨励基金の管理・運用)

第7条 奨励基金は、金融機関への預金その他安全かつ有利な方法により、管理運用しなければならない。

(報告)

第8条 理事長は、奨励基金の管理運用状況を事業年度ごとに理事会に報告するものとする。

(所管)

第9条 奨励基金の寄附、管理及び運用に係る事務は、財務課が担当し、学習奨励事業に係る事務

は、学務課が担当する。

(細則)

第10条 この規程の細則は、別に定める。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H23.4.27 第41回理事会)

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(H24.5.23 第55回理事会)

この規程は、平成24年5月23日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。